

東京都六市ボートレース事業組合告示 第14号

地方自治法第198条の4第1項の規定に基づき定めた東京都六市ボートレース事業組合監査基準第3条第1項第4号の例月出納検査を実施したので、同基準第17条の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年7月24日

東京都六市ボートレース事業組合

監査委員 上山昭

監査委員 今井隆

監査委員 赤沼泰

治
司
雄

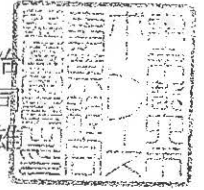




東 六 監 発 第 3 号
令和 8 年 7 月 1 6 日

東京都六市ボートレース事業組合
管理者 白 井 伸 介 殿

東京都六市ボートレース事業組合
監査委員 上 山 昭
監査委員 今 井 隆
監査委員 赤 沼 泰



令和 8 年 3 月分、4 月分及び 5 月分に係る例月出納検査結果について（報告）

このことについて、地方自治法第 198 条の 4 第 1 項の規定に基づき定めた、東京都六市ボートレース事業組合監査基準第 3 条第 1 項第 4 号の例月出納検査を実施したので、同基準第 1 4 条第 3 項により、その結果を報告します。

記

1 監査の種類

監査基準第 3 条第 1 項第 4 号に定める例月出納検査

2 監査の対象

令和 8 年 3 月分、4 月分及び 5 月分における出納事務

3 監査の着眼点

組合が執行した収入及び支出事務が法令等に基づき執行されているか、また、会計管理者の現金出納事務及び各基金の運用管理が適正に行われているかについて、関係帳票及び諸帳簿等により確認するものです。

4 監査の実施内容

（1）監査日時及び場所

令和 8 年 7 月 1 5 日（水）午後 2 時より 東京都六市ボートレース事業組合会議室

（2）確認した帳簿等

- ア 資金予算表
- イ 予算執行状況表
- ウ 月次合計残高試算表
- エ 月次損益計算書
- オ 月次貸借対照表
- カ 銀行預金別資金残高表
- キ その他預金通帳等



5 監査の結果

監査対象の出納事務については、帳票及び諸帳簿における内容、計数の確認とともに、現金及び基金の現在高と預金通帳の突合などにより、誤りがなく適正に執行されていることが確認できた。